2017賃金確定闘争

第2波総決起集会開催

金子議長より瀧文京区副区長に「要請書」を手渡す

１０月２７日（金）文京区民センターにて１７賃金確定闘争勝利第二地連総決起集会が開催されました。

武井事務局次長の司会で始まり、金子議長から地連を代表して挨拶を受けました。金子議長からは①衆議院選挙を終えての総括②安倍政権の進める課題について今後どう闘っていくか③昨年からの課題であった扶養手当の問題④現業系人事制度の問題について話をして下さいました。

その後、清掃本部から駆けつけて下さいました中里副中央執行委員長・倉貫常任中央執行委員の紹介を受け、両名の方から今次確定闘争の争点と課題、この間の経過報告について報告を受けました。

中里副中央執行委員長からは①特別区人事委員会の勧告内容②勧告を受けてのこの間のやりとり③現業系人事制度の問題点④扶養手当の問題について話をして下さいました。倉貫常任中央執行委員からは①資料をもとに勧告内容の説明②各区の交渉力強化に向けた重要性について報告がありました。退職者会からも丹野副会長が参加して下さいまして挨拶を頂きました。①これからの賃金確定闘争について各区で取り組みをどう進めていくか②清掃独自の調整額・諸手当の歴史③組合員全体の団結の重要性について話をして下さいました。

１８時１０分より幹事区長要請行動が開催されました。当局側より出席者の紹介を受け、その後、武井事務局次長より組合側の出席者が紹介されました。金子議長から文京区副区長に対して「要請書」が手渡され、緒方副議長より要請文の読み上げを行いました。当局からは要請内容を持ち帰り、区長に伝えるとともに誠意を持って課題の早期解決に向けて、話し合っていくとの報告を頂きました。

司会の武井事務局次長（北支部）

要請行動終了後、各支部からの代表者・青年部より６名の方から決意表明を頂き、組合員全員の闘う決意として受け止め全体で確認をしました。その後、原田事務局長より決議（案）が読み上げられ、参加者全体で確認されました。集会の最後に金子議長の団結ガンバローで集会が終了しました。今集会の参加組合員総数は６２名でした。

最後に、開催するにあたりまして、事前の準備から打ち合わせ等、文京支部の仲間の皆さんにお手伝いを頂きましてありがとうございました。地連役員一同お礼を申し上げます。

第二地連新聞
発行責任 第二地連議長
編集責任 第二地連教宣部
東京清掃労働組合 第二地連
2017年11月20日
第63号

荒川支部決意表明

特別区人事委員会は10月11日、各区長と各区議会議長に対して職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。公民較差(金額で526円、率にして0.13%)を解消するため、原則すべての級及び号給について給料月額を引き上げ改定、一時金については、年間の支給月数を0.1月引上げた。これらが実施されれば、月例給・一時金共に4年連続で引き上げとなり、職員の平均年間給与は5万円増となります。

しかし、持ち家に係わる住居手当廃止の経過措置期間が昨年度末で終了となり、この結果月例給における職員の住居手当は平均610円の減となり実質的にはマイナス勧告と言わざるを得ず、首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を反映した勧告とはいえません。

また、高位の職務給の号給について引き上げを強める事や、扶養手当の見直し、一時金の引き上げ分について勤勉手当に割り振るとするなど、人事委員会は余計なことを言うな！と言いたくなります。今年の勧告も第三者機関としての人事委員会の役割を完全に忘れているようです。

23区の清掃事業は、収集・運搬・処理・処分の一体的な流れの中で運営されていて、収集部門では排出調査やごみ減量・リサイクル促進にむけた指導業務、未来を担う子供たちに向けた環境学習や高齢化社会に対応した訪問収集等を行っています。区長会には、職員が自信と誇りを持って職務にまい進できる給与水準、人事制度を作る責任があります。

今回の確定闘争は、我々東京清掃にとって12度目の闘いです。23区にクラス区民の安全で快適な住環境を守り、23区ではたらくせいき、非正規の清掃労働者の権利確立と要求実現を目指して、二〇一七賃金確定闘争を荒川支部は特区連との強固な共闘関係と本部、地連に結集し全組合員の団結をもとに、組織の総力をあげて闘い抜く決意です。

田崎　明

田崎明さん（荒川支部）

台東支部決意表明

特別区人事委員会は、10月11日区長会と区議会議長会に対して、職員の給与に関する報告・勧告を行いました。その内容は、月例給の公民比較について、民間給与が職員給与を率にして0.13%、金額で526円上回っており、これを解消するための引き上げ改定を平成29年4月1日に遡及して実施敏、特別給については、民間支給割合5.52月が職員支給月数4.40月を上回っており、年間支給月数を0.10月引上げ4.50月とし、改定条例の交付の日～実施としました。又、配偶者に係わる扶養手当額を他の扶養親族に係わる手当額まで減額する事や、配偶者の無い場合におけるこのうち一人の手当額の取り扱いの廃止が勧告されました。

勧告通りに実施されれば、月例給・特別給共に4年連続の引き上げとなるが、引き上げ勧告とはいえ、持ち家に係わる住居手当の廃止の影響や公民比較対象職員の平均年齢が昨年よりも下がったことが反映されたのも出あり、首都圏で暮らす特別区職員の生活の改善にはつながらない低い水準の引き上げ勧告であります。

支部においては、2012年の9名の新規採用が最後で採用がありません。戸別収集が本格実施され2年が経過しました。より一層の住民生活に密着した質の高い公共サービスを行い区民からの期待や要望に応えられるよう、直営を堅持し必要な人員は新規採用で確保させること、安定的で安心安全な清掃事業の運営を行わせること等、引き続き粘り強く区当局に訴えて行かなければなりません。

私たちは、現業職を主体とする労働法適用の労働組合です。引き上げ改定した業務職給料表の早期定時、再任用職員の賃金水準の課題、高齢期の雇用問題等、個別課題の協議を行わなければなりません。こうした諸要求実現に繋げるためには統一交渉の場だけでなく、各支部が各区当局に対し区職労と共に交

瀧澤幸広さん（台東支部）

渉の強化をして行かなければなりません。

台東支部は、二〇一七賃金確定闘争の勝利、30年度予算人員闘争勝利に向け、職場・地連・本部の仲間と共に諸要求実現に向けて、支部内全組合員の団結と大衆運動を基軸に全力で闘う決意です。

瀧澤 幸広

文京支部決意表明

今年度は４年連続の月例給、一時金の引き上げが勧告されました。しかし、月例給の引き上げはわずかであり、高い生活費を必要とする主特権に生活する私たちにとって十分な額とは言えません。又、一時金においては勤勉手当への割合を勧告されています。公民較差の解消のための引き上げならば生活急である期末手当に割り振るのが当然であり、このことに言及する事は人事委員会の労使交渉への不当介入であると言わざるを得ません。

扶養手当の勧告については一億総活躍社会という安倍内閣の考え方を反映した国に追随しただけの内容であり、特別区人事委員会としての自主性、主体性に欠ける勧告であります。さらに、ここでも実施日や経過措置にまで言及し労使交渉への不当介入を行っています。

特別区人事委員会は、本来第三者機関として他からの影響を受けず、公民の賃金格差を精査し勧告する機関であります。しかし、近年は自主性、ス体制もないどころか、労使控訴湯に介入する内容まで言及するという本来の役割を逸脱した機関となっており、その存在意義に疑問が残ります。

人事制度においては主任の資格基準が前歴加算込みで16年と長く採用基準の最高年齢の34歳で入ると、退職金ポイント加算対象の40歳になっても主任の資格が発生しない状況が生まれます。これは明らかに制度矛盾であり早急な改善を求めなくてはなりません。又、技能長・統括技能長は定数管理をされるため、昇格できる人は限られてきます。私たちがやる気と自信と誇りを持って職務に取り組める人事制度の構築を強く求め、改善させなければなりません。

今次確定闘争も課題は山積し、厳しい闘となります。しかし、文京支部は本部・地連に結集し、最後まであきらめず闘い抜く決意です。

工藤 竜也

工藤竜也さん（文京支部）

北工場支部決意表明

10月11日に特別区人事委員会勧告が出されましたが、月例給が526円0・13％引き上げ、特別給（期末勤勉手当）が0・1％引き上げ4・4月から4・5月という内容でした。しかし、扶養手当の見直し、住居手当の廃止で実質的には全く改善されてはいません。これ以上諸手当の減額や廃止が人事委員会に勧告されないためにも、本部・地連に力を結集して行きたいと思います。

それと新たに行われる行政系人事制度への移行に伴い現行の主任主事以下を全て新１級職に切替え、新２級職は新１級職から昇任選考により任用するとの勧告が出されましたが、北工場支部の組合員の半数は行政職の組合員であり、この勧告が実施されると現行の主に主事を本人同意抜きに新１級職に任用する事となり、降任になってしまいます。このような不利益を許さないためにも北工場支部の行政職・現業職とが一枚岩となって団結して闘っていきます。

青木 一吉

青木一吉さん（北工支部）

北支部決意表明

10月11日、特別区人事委員会は4年連続のプラス勧告、年間平均給与5万円増となる勧告を出しました。一定程度評価するところはあるものの、住居手当の引き下げ、さらに昨年来の懸案事項である扶養手当の大幅な見直し等を勧告しました。

特別区人事委員会は国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当の支給状況を勘案し、区の状況に応じた見直しが適当との内容で、国に追随する不当な勧告であることは言うまでもありません。確かに配偶者手当そのものは、昔から言われてきた男性は外で働き、女性は家を守るという中から生まれてきた制度です。アベノミクスの一億総活躍社会の働き方改革による女性の働きを推進する社会を促すことを目的とするならば、それは大きな間違いです。近年、女性の社会進出は目覚ましくなりましたが、すべての女性が当てはまるわけではありません。高齢者の在宅介護や障害者の介護、自身の病気等で働きたくても働けない人が多くいる現実があります。安易な改革制度は混乱を招くだけで、これからの超高齢化社会の時代において決してプラスになる事はありません。

区移管から17年が経過しました。この間、区民密着型の清掃事業を目指し様々な取り組みをしていますが、区当局は清掃事業の重要性は理解しているものの、一部の区を除き新規採用獲得には至っていないのが現状です。北区においても退職者不補充の方針のもと、安易な車付雇上が年々拡大しています。職場では多くの組合員から、今後の清掃事業に対する不安の声が上がっています。今回の行政人事制度の見直しにより、現業系人事制度との格差の問題が生じています。

現行の技能系・業務系人事制度の職責及び設置基準を緩和し、多くの職員が主任・技能長になれる環境を作っていく取り組みが重要になってきます。職場で中心的に頑張っている職員が報われる職場を目指し、二〇一七確定闘争に勝利し、そして新規採用獲得に向け闘い抜く事を決意します。

坂部　信弘

坂部信弘さん（北支部）

青年部決意表明

今回、特別区人事委員会の勧告通りに実施されれば、月例給・特別給共に4年連続の引き上げとなりますが、引き上げ勧告とはいえ、持ち家に係わる住居手当の廃止の影響や公民比較対象職員の平均年齢が昨年よりも下がったことが反映されたものであり、私達青年部は引き上げになったという実感は全くありません。

そして私たち青年層については、懇談会でも低賃金の実態があり、「金額に合わせて切り詰めた生活をしている」「1人暮らしをしたいが、今の陳儀では無理」「これから結婚を考えているが今の賃金では厳しい」等の実態があります。賃金は私たち青年層を含めた労働者にとって生活の糧であり、明日も働き続けるためのものであり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しています。

第二地連青年部の部員数は、現在13名です。このまま新規採用がなければ、青年部運動の低下に繋がる事が懸念されます。青年部運動の低下をさせないためにも地連内全支部が採用できるよう基本組織と共に先頭に立って闘っていく決意です。

西部　弘明

西部弘明さん（青年部）

東京清掃第二地連

団結ガンバロー